

質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。
います。

それでは早速、質問に入らせていただきます。

まず、第1点目は、枚方市が計画している都市計画公園並びに都市計画道路の進捗状況及び大阪府内の進捗状況について、合わせてお尋ねします。

(1 回目答弁) 池水都市整備部長

都市計画公園及び都市計画道路の平成 24 年度末の整備状況ですが、都市計画公園につきましては、100カ所を都市計画決定しておりますが、このうち87カ所の公園を開設しております。

面積にいたしますと、全体約179ヘクタールのうち約75%の約134ヘクタールが開設済みであります。また、政令指定都市を除く大阪府内では平成23年度末で約60%となっております。

次に、都市計画道路につきましては、本年8月に都市計画道路の見直しを行い、全計画延長約

107キロメートルのうち約62%の約66キロメートルが整備済みであるという状況でございます。また、政令指定都市を除く大阪府内では平成23年度末で約62%となっております。

(2 回目質問)

都市計画道路については、本年 8 月に見直しが行われ、約 20 キロメートルの道路を廃止変更されました。また、都市計画公園の見直しについては、つい先程、木村議員の質問に対して見直しを進めていくとの答弁がされましたが、都市計画公園の中には、招提今池公園のように、計画されてから 44 年以上も未着手の公園があり、その土地には制限がかかったままであるが、長期未着手の都市計画公園はどのような考えで見直しをされるのかお尋ねいたします。

(2 回目答弁) 池水都市整備部長

都市計画公園の見直しについては、「枚方市緑の基本計画」の改正に併せて、個々の公園の特性を踏まえて、見直しの方針を策定していきたいと考えております。長期間未着手となっている公園についても、この見直し作業の中で存続・変更・廃止の検討を進めてまいります。

招提今池公園、林池公園などは、現状が池となっており、近年多発する局地的な豪雨対策の面から、降雨時における保水・遊水機能についても、検証していく必要があるものと考えております。

(3 回目質問)

招提今池は、ため池であり集中豪雨時の保水・遊水機能を検証していかれることは、充分理解致しておりますので、しっかり検証していただきたいと思えます。

しかし、招提今池公園はこれまで都市計画の規制による長期間の権利制限をかけたまま、しかも今なお整備されていないことから、一日も早く見直しを図るか、予定通りの計画で整備をして欲しいと思っておりますが、いつごろ整備される予定なのかお尋ね致します。また、整備までの間、制限をかけられた土地に対し、駐車場や材料置場などの土地利用する事についてどのようにお考えかお尋ねします。

(3 回目答弁) 小山土木部長

ご指摘の、招提今池公園につきましては、現時点におきまして明確な整備計画をお示しできない状況でございます。

このようなことから、今回の都市計画公園の見直しや、並行して進める「枚方市緑の基本計画」の改定作業の中で市域全体の緑の量を再調査し、地元のご意見も十分に伺いながら、長年未整備である都市計画公園の規模や整備方針について検討してまいります。

また、整備までの土地利用につきましては、当該地は市街化調整区域でありますことから、露天の駐車場や材料置場など建築物の建築を伴わないものであれば、都市計画法上の制限はございません。

(4 回目 要望)

これまで、私の質問に対する答弁を聞かれている皆さんは、何の変てつもない、まったく一般的な公園の整備計画の質疑に他ならないと、お聞きいただいているかと思いますが、私は、今から 27 年前の昭和 61 年 12 月 17 日 第 4 回定例会以降今回まで、11 回にわたり招提今池の公園化をお願いしてきましたが、何ら進展していません。

平成元年 6 月 20 日の第 2 回定例会で、当時の理事さんは、

○本年度は招提今池公園への水道道～招提今池まで進入路の用地買収をします。

○平成 2 年度に進入路の工事に着手します。

○平成 4 年度までに公園用地 5.5ha の買収をします。

○平成 5 年度以降に公園整備工事に着手します。

という、答弁を頂きスピードある事業の取り組みにビックリされましたが、まったくの不履行に終わった事にまたまたビックリしています。

また、その後、平成 3 年、6 年、9 年、13 年時に答弁されました理事さんや部長さんは、それぞれかっこよく答弁されましたが、既に退職されています。

平成 20 年、21 年、昨年の質問時に一定の答弁されました、理事さん、部長さん 4 人（名前は申し上げませんが）は、今この理事者席にお座りになっておられます。それぞれ胸に手をあてて思い返していただけたら、ご自身が私にどのようにお答えされたか、ご記憶されていることと思います。

先日、前田議員が、この席から議員を「なめないで欲しい」と言う趣旨の発言があったかと思いますが、私も同様の心境であります。

ただいまの小山部長の答弁に至るヒアリングの中で明らかになっているのは、平成 34 年度までは招提今池の公園化について考える余地はまったく無く、「平成 35 年以降に検討する」ということでした。私は今も「開いた口がふさがらない」という思いでいっぱいあります。

都市計画決定後、44 年も経って事業着手できないどころか、さらに 10 年先になってやっと検討に入るなどという 都市計画など聞いたことがありません。

先祖伝来の貴重な財産区財産に、50 年もの間、権利制限を加えておいて、住民に対しすまないどころか、当たり前と言わんばかりの行政を進めておられる、竹内市長はじめ理事者の皆さんにそんな行政で本当によいの

かと、とことん議論したいところですが、残念ながら私の質問時間もたった30分しかありませんので、問題提起だけしておきます。

第2点目は、再生可能エネルギー（太陽光発電等）の普及促進について、お尋ねします。

Q1. 本市では、地球温暖化対策実行計画の基本方針の1つめに「再生可能エネルギーの利用拡大」を吟われ、太陽光発電設備の普及促進に力を入れて頂いております。これまでどのような取組みを進められ、どのような成果があったのかお尋ねします。

また、本年7月に淀川衛生事業所内に大型太陽光発電設備を稼働されました。まだ僅か5か月しか稼働してありませんが、これの効果についてもあわせてお尋ねします。

(環境保全部)

A 1. 太陽光発電設備につきましては、これまで順次、公共施設への設置を進めており、今年度に設置した淀川衛生事業所の大型太陽光発電設備を含め、公共施設全体で1015kW となり、メガソーラーを実現しています。

また、市域全体の太陽光発電設備の出力は、住宅用太陽光発電設備への補助の効果もあり、今年の 9 月には平成21 年度末の 4 倍の 15700 kW となりました。

次に、大型太陽光発電設備につきましては、7 月に稼働後、順調に発電しており、5 か月間で 33 万 5000 kWh を発電し、CO₂ の削減量は 155 t となりました。売電収入は 1400 万円で、土地の費用負担がないこともあり、リース料を差し引いて 530 万円の収益があがっています。

Q 2. 原子力発電所の事故を機に、国のエネルギー政策は大きく転換し、この冬、原子力発電所 50 基すべてが稼働を停止しています。省エネが定着してきたとはいえ、エネルギー需給不安定により、再生可能エネルギーの導入への期待が益々高まっています。

本市としても、どんどん再生可能エネルギーの導入を進めていくべきだと考えますが、今後どのように進めていくお考えなのかお尋ねします。

(環境保全部)

A 2. 太陽光発電設備の今後の設置予定としましては、26年秋開設予定の市立ひらかた病院に出力 30kW の太陽光発電設備の設置を進めています。また、現在、大阪府の再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金を活用して、サプリ村野や小学校などの市有施設に太陽光発電設備と蓄電池を導入すべく、補助金の申請を行っているところです。

Q 3. サプリ村野や小学校に太陽光発電設備と蓄電池を設置するため、府に申請中ということですが、その施設設置の選択と、どの程度の設備を導入されるのかお尋ねします。

(環境保全部)

A 3. 今回の府補助金の目的が、「防災拠点や災害時に機能を保持すべき公共施設へ再生可能エネルギーや蓄電池の導入を促進する。」ということでありました。そこで、本市では、地域防災計画で避難所に位置づけられている施設のうち、太陽光発電設備が未設置でかつ耐震性が確保されている、サプリ村野と小学校6校の計7施設について、それぞれ、出力10kWの太陽光発電設備と5KWの蓄電池を設置するという内容で、申請を行いました。

Q 4. これらの設備による売電収益は、どれくらいになるのか、お聞きします。

(環境保全部)

A 4. 現在、申請中の7施設につきましては、太陽光発電の出力が10kWですので、発電した電力はすべて施設内で消費し、売電の予定はありません。

Q 5. 大規模な未利用地として、元公園墓地用地がありますが、そこに、淀川衛生事業所に設置したような大型太陽光発電設備を設置する考えはないのか、お答えください。

(環境保全部)

A 5. 元公園墓地用地については、以前に検討を行いました
が、大型太陽光発電設備を設置するためには、電力会社と
の系統連係費用や造成費用が多額となり、採算性を確保で
きないことから、設置は困難であると考えております。

Q 6. 本市の再生可能エネルギー（太陽光発電）の取組みにより、CO₂削減を初め、売電収益もあがっていることから、今後も新病院や災害時避難所である小学校、また午前中の西田議員質問に新しく設置されます給食調理場にも太陽光発電設備を設置し、さらに効果をあげるための取組みが進められていることを、私は高く評価すると同時に、益々積極的に進めるべきであると思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。お尋ねします。

(市長)

A 6. 本市では地球温暖化対策の柱の一つとして、太陽光発電の普及拡大に取り組んでいるところです。公共施設への太陽光発電設備の率先的な導入を進めるとともに、市民の皆さんの力で太陽光発電を増やしていくため、住宅用太陽光発電設備への補助を行い、多くの市民に設置していただいています。今年度は予定の500件をすでに終了し、今議会で、追加補助を行うための2000万円の補正予算を承認いただいたところです。市内事業者にも太陽光発電を導入されているところが増えています。市、市民、事業者がそれぞれの立場で太陽光発電設備の導入を推進していくことが大切と考えております。

Q 7. ところで、私が居住しております地元、招提区の招提土地改良区と招提財産区管理会に対し、去る10月、大阪府環境農林水産部農政室整備課及びエネルギー政策課の方々が、招提新大池に水上太陽光発電施設（フロート式メガソーラー事業）の導入についての紹介をされています。

それによりますと、年間予測発電量 1,598 メガワットアワー、年間売電収益 5,754 万円、年間CO₂削減量 500 t 等々の効果があると試算されています。

招提土地改良区、並びに財産区は、「再生可能エネルギーの促進とCO₂の削減に貢献し、更にため池の有効活用のモデルとして大阪府下をはじめ全国に発信したい。」とっておられます。それを推進するため、去る10月29日、11月13日、11月27日の3回にわたり、本市地域振興部、環境保全部の出席を求め、話し合いをされたようですが、地域振興部は大阪府総務部市町村課が出されている財産区財産処分同意審査マニュアルに基づき運用されているため、財産区財産の貸付はできませんと回答されました。

しかし、このマニュアル3項にある同意の要件（5）貸付（例外的な処分行為）の要件2番目に、

- ・貸付をすることに公益上の必要性があること、即ち（市町

村の公共事業に活用する、貸付により市町村の施策・事業の進展を図る)

という定義をクリアすれば、財産区財産も例外的に貸付ができると読み取ることができます。

先ほども申しあげましたように、日本は現在 50 基の原子力発電所が完全に停止している今、地球温暖化防止、CO2 の削減、再生可能エネルギー（太陽光発電等）の利用拡大は、行政として当然取り組まなければならない「公共事業である」と私は思っています。

また、先ほど来、本市が進める再生可能エネルギー（太陽光発電等）について、竹内市長も「太陽光発電設備の導入を推進していくことが大切」と申されているわけですから、マニュアルにある「貸付をするに公益上の必要があること」はクリアできると思いますが、どのようにお考えかお尋ねします。

A 7. 財産区は地方自治法に基づき、その財産の管理及び処分又は廃止についてのみ行為能力を有することと限定されており、財産区財産が本来の目的に沿った形で利用されない場合は売却するか、市に寄附することが原則となっています。

新大池はため池の機能がある為、池の水面を利用した太陽光発電につきましては、土地の処分ではなく、貸付けることとなります。

貸付については例外的な処分行為として、大阪府総務部市町村課から出されている財産区財産処分同意審査マニュアルに基づき運用しています。

議員ご指摘のように、その中で、「貸付をすることに公益上の必要があること」と記されていることから、公共事業などに活用する場合は貸付が可能となります。

C02 削減のための再生可能エネルギーの活用は、公益性を有し、重要な課題であることから、招提新大池での太陽光発電導入について、発信効果や採算性などを検討し、実現可能性を見極めてまいります。

Q 8. (要望) この間、財産区財産の貸付について否定され続けてこられた地域振興部も、やっと府マニュアルの「公益上の必要があること」を受け止められ「公益性を有し重要な課題である」ことをお認めになりました。

「再生可能エネルギーの促進と CO2 削減に貢献し、更にため池の有効活用のモデルとして取り組みたい」と申されている地元財産区と土地改良区をはじめ、大阪府とも十分な協議をされ、「再生可能エネルギー（太陽光発電等）利用拡大の先進都市枚方」として、全国に発信できるような取り組みをぜひ進められますよう、要望しておきます。

3. 中核市移行後の組織体制について（1回目・質問）

次に、中核市移行後の組織体制について、お尋ねします。

去る、11月29日に政令が公布され、平成26年4月の中核市移行に向け、大詰めの準備段階にきています。

12月市議会の初日には、枚方市議会始まって以来とも思われる、39本もの条例が可決されました。

さて、そこでお尋ね致しますが、中核市移行により保健所業務をはじめ数多くの事務事業を処理しなければなりません。そうした事務を、単なる事務として処理するだけでなく、市民サービスの向上、市民満足度の向上と、枚方市の更なる発展のために活かしていかなければなりません。

こうしたことを踏まえて、どのような人事及び組織体制を構築されようとお考えか、竹内市長にお尋ねします。

(竹内市長・答弁)

次に、中核市移行後の組織体制について、お答えします。

中核市になると保健所の設置や産業廃棄物の対策など、大阪府から多くの事務の移譲を受けることとなります。こうした事務を、まずは、円滑に引き継ぎ、適正に運用していくことが重要であると考えております。

こうした考えを基本にしながら、移譲を受けた権限を活用し、より魅力的なまちをめざして、効率的で機能的な執行体制の整備を図ってまいりたいと考えおり、平成26年第1回の定例会において、事務分掌条例の改正について、議案を提出させていただく予定としております。

また、新たな組織には、適材適所の人員配置を行い、中核市の行政を担う市役所として、より一層の活性化が図られるよう、体制整備を行ってまいります。

3. 中核市移行後の組織体制について（2回目・要望）

去る11月16日、中核市ひらかた移行記念講演会が行われまして、その内容は「より魅力的なまちをめざして」、また、「元気なまちになるために～中核市ひらかたの未来～」を掲げて対談されましたので、私も胸をわくわくさせながら出席させて頂き、熱心に聞かせて頂きました。残念ながら、竹内市長からは、表題に掲げたような市民へのメッセージは発信されませんでした。それどころか辰巳琢郎さんから、武雄市の取り組みについて紹介があり、「枚方市も中核市になるのであればもっと積極的な行政運営をされたらどうですか」という指摘がありました。それに対し、竹内市長からの反論が聞けませんでした。私は非常に残念に思うと同時に、市民へのメッセージが発信されたとは到底思えませんでした。

中核市移行によって、行政の権限だけを巨大化されるのではなく、もっぱら市民サービスの向上、市民満足度の向上につながる組織体制と、職場環境を整えられますよう、強く要望いたします。

議案第37号 平成25年度大阪府枚方市一般会計補正予算の災害復旧補助経費に対する質疑について

○堀井 勝議員 ただいま提案されています議案第37号 平成25年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第5号）の議案書70ページに、災害復旧補助経費として土地改良事業の補助金1億2,200万が計上されています。この補助金は、農地及び農業用施設に充てられていた従来の災害復旧補助制度を、去る9月の台風18号の被害に限定し、50%の補助率から、農地については80%に、また農業用施設については90%に引き上げて支援を拡充されるもので、本市議会から推薦をいただき市長から選任された農業委員として、また農業委員会の一員として、今回このように手厚い支援策を講じていただきました竹内市長に、まずは厚く御礼申し上げます。

私がお尋ねしたいのは、これまでも大雨が降りますと土砂崩れやのり面崩落等々がたびたびあって、その都度復旧されてきたものでありますが、また大雨が降りますと同様の被害が発生するというを現地の農家の方からお聞きしているところです。これでは、さいの河原と同様に、積んでは崩れの繰り返しにほかならないと思います。

せっかくの補助事業も無駄に終わることになるのではないかというように思いますので、農地や農業用施設の災害復旧については農家の方々と綿密な話し合いをされ、抜本的、根本的な対策をしていただかなかつたら、毎年毎年、雨が降るたびにこういうことが続くのではないか、このように思うわけですが、いかがお考えかお尋ねをいたします。

○宮本勝裕地域振興部長 議員御指摘の根本的な対策につきましては、被災農地等の管理者とも十分協議をしながら可能な限り被災しにくいような復旧方法を取り入れ、復旧支援を進めてまいりたいと考えております。それとあわせて、今後設置予定であります庁内委員会におきまして、農業者団体等と連携した予防対策を検討課題の一つに取り上げ、調査、研究してまいりたいと考えております。

○堀井 勝議員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

去るこの9月の豪雨は、ただいまも申し上げましたように、東部の農地に被害をもたらされただけでなく、市街地の住宅や、また商店でも床上浸水が約50戸、それから床下浸水が1,200戸以上という被害があったというように報告を受けているわけです。この中には、ことしだけに限らず毎年、大雨が降るたびに床上や床下浸水に見舞われておられる方が多々おられるわけです。

ところが、これらの方々に対し本市は、災害見舞金品等給付条例及び施行規則によって床上浸水に遭遇された1住宅につき見舞金5万円が給付されるだけで、今回、地域振興部が農地や農業用施設に施されたような補助制度や見舞金品等給付の改定も行われていないのが実態であります。その理由について、また今後どのようにお考えなのかお尋ねをしたいと思います。

○佐藤伸彦市民安全部長 災害見舞金についての御質問でございますが、この見舞金制度は災害に対する被害補償というのではなく、現に居住している家屋を対象としており、住家が火災や浸水被害を受け日常生活に支障を来している方への、あくまでお見舞いであるという

ふうに考えております。

見舞金の金額につきましては府下でも最高水準であるため、これまで改定は行っておりませんでした。しかし、近年の被害状況等を踏まえ、浸水被害の軽減につながる視点も含め、方策を検討してまいります。

○堀井 勝議員 最後の質問でありますから、本来ですと、ここで竹内市長の決意のほどをお聞きしたいところですが、前回の議会でも申し上げましたように、竹内市長に聞いても職員が書かれた作文を朗読されるだけということで、これではやっぱり市民の皆さん、住民の皆さんに大変申し訳ないなというように思いますので、今回は要望させていただいて、後日検証をさせていただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

農と自然を守る観点から、農地や農業用施設の災害復旧に係る支援措置を講じて被害農家や農業団体の負担軽減を図られることについて、私は、何ら異議はございません。しかし、農業を行政だけがすべてを担っていくということは大変無理があるのではないかなというように思いますし、農業者は農業協同組合に加盟されておられますが、農家の方、農業者が困っているわけですから、やっぱりこの農業協同組合がもっと手を差し伸べていかなければならないのではないかなというように思います。

したがって、農業者が困っておられるわけですから、長期の低金利の特別な貸し付けをするように、そういう働きかけも行政としてやっていただくべきじゃないかなということを、まず要望しておきます。

2点目は、税の公平性の観点から農地や農業用施設の原状復帰に補助されるのであれば、市街地でたびたび浸水に遭われている住宅や商店などは、浸水に遭われた場合必ず床下に水が入れば土や泥も一緒に入るわけですね。農地にそういう手厚いことをされるのであれば、そういう泥を撤去する費用など、住宅地にもそういうことをされるべきじゃないかなというように思います。

そういったことを今回は要望させていただいて、いずれまた検証させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。以上です。